

初診時選定療養費について

2022年11月1日より、他の医療機関などからの
『紹介状』をお持ちでない**初診の患者様**には

初診時選定療養費 2,200円（税込）

を徴収させていただきます。

※初診時選定療養費とは…病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、他の医療機関等からの紹介なしに自己の選択により200床以上の病院を受診した患者様に対し、保険適用の初診料とは別にご負担いただくものです。

◆以下は初診時選定療養費の対象外となります

- ①健康診断の場合
- ②同時に複数の診療科で初診の場合は、1回のみ徴収
- ③1傷病の診療中に他傷病が発生し、初診を行った場合は1回目の初診時のみ徴収
- ④緊急受診の場合（救急車、時間外や休日の受診）
- ⑤紹介状を持参した場合
- ⑥国の公費負担医療制度の受給対象者
- ⑦地方単独の公費負担医療（埼玉県外の子ども医療費は対象外）